

# CCL(本音で地域連携のあり方を検討する会)会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「CCL(本音で地域連携のあり方を検討する会)」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を北海道釧路市堀川町8番43号に置くものとする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、保健医療福祉事業に携わる多職種が本音で語り合うことができる地域連携のあり方の検討及び提言又は普及啓発を通して、保健医療福祉事業に携わる多職種の連携の促進を図るとともに、保健医療福祉サービスの進展を図り、もって、誰もが安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 保健医療福祉サービスを必要とする利用者の生活の質の向上に関する事業
- (2) 保健医療福祉における連携に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業
- (3) 保健医療福祉従事者の連携に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (4) 保健医療福祉従事者の技術の研鑽及び交流に関する事業
- (5) 保健医療福祉従事者の連携に関する調査研究に関する事業
- (6) 保健医療福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

2 正会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、本会の目的及び事業に賛同して入会した個人とする。
- (2) 正会員は、本会の運営を支え、総会において議決権を有する。

3 賛助会員は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した個人とする。
- (2) 賛助会員は、事業の一部を援助することができる。

4 参加会員は、本会が企画運営する事業に継続的に参加を希望する個人とする。

(入会手続き)

第6条 本会の入会については、別に定める申込書を提出するものとする。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費)

第10条 会員は、CCL(本音で地域連携のあり方を検討する会)会費規則(平成23年規則第4号)に定める会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 機関

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置くものとする。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名以上
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 班長 3名以上

(役員等の選出)

第13条 役員を選出は、総会にて正会員の中から選出する。

2 前項に規定する役員は、役員互選により選出するものとする。

(顧問の任命)

第14条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は座長が委嘱する。ただし、その任期は役員と同じとする。

(役員等の任期及び補充)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員及び監査の職務)

第16条 座長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副座長は、座長を補佐する。

3 事務局長は、本会の事務にあたる。

4 会計は、本会の会計にあたる。

5 班長は、班会議のとりまとめを行う。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合は、任期の途中であっても、総会議決により解任することができる。ただし、その場合は、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の事故により職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(事務局及び会員)

第18条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な会員を置くことができるものとする。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(監査)

第19条 本会に監査をおくものとする。

- 2 監査は1名とし、本会の会計を監査する。
- 3 監査は総会で選任し、座長が委嘱する。
- 4 監査は、座長及びその他の班長と兼ねることはできない。

## 第5章 会議

### (会議)

第20条 本会の会議は、総会及び班会議とする。

### (機能)

第21条 総会は、次に定める事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 班活動及び事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

### (開催)

第22条 定期の総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

### (招集)

第23条 総会は、座長が招集する。

- 2 座長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から遅くとも30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、委任状をもって他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合は、総会に出席したものとみなす。

2 あらかじめ会議の議決議案が通知されている場合は、書面をもって表決することができる。この場合は、総会に出席したものとみなす。

(班会議)

第28条 班会議は、正会員をもって構成する。

2 班会議に関する細則については、別に定めるものとする。

## 第6章 会計

(会計)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 会則の変更及び解散その他

(会則の変更及び解散)

第31条 本会則の変更又は本会の解散は、総会又は臨時総会において、会員の3分の1以上又は役員の過半数により提案され、出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 雑則

(細則)

第32条 この会則に施行について必要な細則は、班会議の議決を経て、座長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成22年8月1日から適用する。
- 2 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この会則は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。